

新潟市水道局発注工事等に関する苦情処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公正な競争の促進・手続の透明性の確保の観点から、新潟市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事の入札・契約の過程及び新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止又は警告及び注意の喚起（以下「指名停止等」という。）に関する苦情等を適切に処理する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申立て)

第2条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札において入札参加資格申請書類を提出した者が、入札参加資格を認められなかった場合、公表された非認定の理由等を踏まえ、入札参加資格があるとの申立てをすること。
- (2) 指名競争入札において、当該入札と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、指名されなかった者が、公表された指名理由等を踏まえ、指名されることが適切であるとの申立てをすること。
- (3) 随意契約において、当該契約と同一の工事種別について入札参加資格を有している者のうち、契約の相手方として選定されなかった者が、公表された選定理由等を踏まえ、相手方として選定されることが適切であるとの申立てをすること。
- (4) 指名停止等について、苦情の申立てをすること。

(苦情の申立ての方法)

第3条 前条各号に定める苦情の申立ては、それぞれ次の方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号、第2号に定める申立ては、当該入札結果の公表日から起算して7日以内に、新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）に対して、苦情申立書（様式1、以下同じ。）を提出することにより行う。
- (2) 前条第3号に定める申立ては、当該見積結果の公表日から起算して7日以内に、管理者に対して、苦情申立書を提出することにより行う。
- (3) 前条第4号に定める申立ては、当該指名停止等の通知書到達日（口頭による場合は通知日）から起算して7日以内に、管理者に対して、苦情申立書を提出することにより行う。

(苦情の申立てに対する回答)

第4条 管理者は、前条各号に定める苦情の申立てを受けた場合にあっては、申立期間

の最終日の翌日から起算して 7 日以内に、苦情申立者に対して、苦情申立てに対する回答書（様式 2）により回答するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難、その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第 5 条 管理者は、申立てが第 2 条各号に定める要件のいずれにも該当しないとき、第 3 条各号に定める方法によらないとき又はその他客観的かつ明白に適格を欠くと認められるときは、前条の規定にかかわらず、当該申立てを却下することができる。

- 2 前項に定める却下は、申立てを受けた日から起算して 7 日以内に、苦情申立却下通知書（様式 3）により行うものとする。

（事務処理）

第 6 条 この要領に定める事務は、総務部経理課が行うものとする。

（期間の計算）

第 7 条 この要領に定める期間の計算にあたっては、土曜日、日曜日、1 月 1 日から 3 日までの日、1 2 月 2 9 日から 3 1 日までの日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日に該当する日を除くものとする。

附 則

この要領は、平成 1 6 年 2 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式 1

年 月 日

(宛先) 新潟市水道事業管理者

苦情申立者の住所・氏名

〔苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、
商号又は名称、代表者氏名を記載のこと〕

苦 情 申 立 書

新潟市水道局発注工事等に関する苦情処理要領第 2 条及び第 3 条の規定により、下記のとおり苦情の申立てをします。

記

1. 苦情申立ての対象工事又は指名停止等の内容

2. 苦情申立ての内容及びその理由

様式 2

○ ○ 第 ○○○ 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

新潟市水道事業管理者

水道局長

(公印省略)

苦情申立てに対する回答書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件について、新潟市水道局発注工事等に関する苦情処理要領第 4 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1. 苦情申立ての対象工事又は指名停止等の内容

2. 苦情申立てに対する回答及びその理由

様式3

○ ○ 第 ○○○ 号
年 月 日

苦情申立者の住所・氏名 様

(苦情申立者が法人の場合にあつては、主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載のこと)

新潟市水道事業管理者

水道局長

(公印省略)

苦 情 申 立 却 下 通 知 書

年 月 日付けで貴職より申立てのあった件については、新潟市
水道局発注工事等に関する苦情処理要領第5条の規定により、これを却下しま
す。

記

1. 苦情申立ての対象工事又は指名停止等の内容

2. 苦情申立てを却下する理由